

<平成20年度情報公開制度の運用結果>

請求件数

年 度	件数(人數)	処理件数
平成20年度	20件 (4人)	20件
平成19年度(参考)	22件 (8人)	22件

請求のあった実施機関・処理件数

実施機関名	公 開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	合 計
町長部局	9件	6件	0件	1件	0件	16件
議 会	2件	0件	0件	0件	0件	2件
監査委員	0件	2件	0件	0件	0件	2件

部分公開・非公開とした理由

理 由	件 数
個人に関する情報	7件
法人等に関する情報	2件
審議・検討等に関する情報	1件
合 計	10件

※非公開理由が複数存在するときはそれぞれ計上しています

<平成20年度個人情報保護制度の運用結果>

開示請求件数

年 度	件数(人數)	処理件数
平成20年度	2件 (2人)	2件
平成19年度(参考)	2件 (2人)	2件

※個人情報の訂正、利用停止請求はありませんでした

請求のあった実施機関・処理件数

実施機関名	公 開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	合 計
町長部局	2件	0件	0件	0件	0件	2件

▼活動内容
◇開所時間〔9時～18時〕
時以降は電話で対応)
（18時）

▼相談料〔無料〕
（国保成東病院裏）
（80)(53)5208
2808

△開所時間〔24時間体制〕
△活動内容
△障害（知的・身体・精神）の悩みを解消できるようお手伝いします。
△開所時間〔9時～18時〕
△各専門機関と連携して悩みを解決できるようお手伝いします。
△開所時間〔9時～18時〕
△子どもやお年寄りのこと、悩みを解消できるようお手伝いします。
△開所時間〔9時～18時〕
△委託事業の福祉総合相談窓口です。

中核地域生活支援センター
さんぶエリアネット

さんぶエリアネットは、県
委託事業の福祉総合相談窓口
を運営するおそれがあるとき
を侵害するおそれがあるとき
など、開示できない場合があ
ります。まずは連絡してください。
各専門機関と連携して悩みを
解消できるようお手伝いしま
す。

▼相談方法〔電話またはファ
クス、来所による相談〕
※必要に応じて訪問します
※事業所を移転しましたので、
来所相談の方は、お間違えの
ないようにご注意ください



図書室だより

○おはなし会

▶日時=6月6日(土)、20日(土)

14時30分～

▶会場=図書室会議室

○中部分室おはなし会

▶日時=毎週(水)15時30分～

○白里分室おはなし会

▶日時=毎週(木)15時30分～

○子ども映画会(幼児・児童向け)

▶日時=6月13日(土)14時～

▶会場=保健文化センター3階ホール

▶内容

「おおかみと七ひきの子やぎ／わがままな巨人」22分
「シンデレラ／なかまはずれのこうもり」22分
「きかんしゃトーマス①(出てこいへンリーほか)」20分

○今月の展示棚

『はじまります。裁判員制度』

『裁くための練習帳』

森炎・岡部敬史／著 学習研究社

今月の図書室休室日

1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)・29日(月)・30日(火)・蔵書点検期間

問 大網白里町図書室 ☎ (72) 8383

URL http://www.library.oamishirasato.chiba.jp

町では皆さんからの請求に応じ、町が保有する公文書を公開する「情報公開制度」や町政に関する情報の提供や公開を行っています。また、皆さんの個人情報を適正に取り扱うため、個人情報保護制度により必要なルールを定めています。なお、行政情報コーナーでは、町の予算書等を閲覧できますのでご利用ください。

事務処理の手続きが終了していない文書でも、町が保有する文書であれば公開の対象となります。個人情報や法律・条例の規定によって公開できない情報等は開示できません。部分公開や非公開となる場合には、決定通知書で理由を示しますが、その処分を知った日から60日以内に不服申し立てを行なうことができます。なお、平成20年度に不服申し立てをされませんでした。

費用がかかります。

▼請求方法〔情報公開請求書

▼請求書配布場所〔役場受付

行政情報コーナー

※町ホームページからダウンロードすることもできます

個人情報保護制度

▼開示請求のできる方

個人の権利利益の保護を行

り公正で信頼される町政を行

うため、町が保有する個人情

報の開示・訂正等を請求する

ことができます。

開示請求の受付日から15日

以内に開示・不開示の決定を

行い、開示できる場合は開示

請求方法は、公文書の写しの交

付により行い、写し1枚につ

き10円(A4単色の場合)の

費用がかかります。

▼開示請求のできる方

費用がかかります。

▼開示請求の対象〔町が保有

する個人情報

年被後見人の法定代理人

②①に該当する未成年者・成

人被後見人の法定代理人

①町に自己に関する個人情

報を保管されている方

▼開示請求の対象〔町が保有

する個人情報

ができないとき、開示するこ

とで第三者の正当な権利利益

を侵害するおそれがあるとき

など、開示できない場合があ

ります。その決定に不服があ

るときは、その処分を知つた

日の翌日から60日以内に不服

申し立てをすることができま

ります。なお、平成20年度に不服

申し立てはありませんでした。

申立てをすることができま

す。申し立てはありませんでした。

申立てはありませんでした。

申立てはありませんでした。